

長野県庁舎電気部分需給仕様書

1 概要

- (1) 供給場所 長野県庁舎（長野市大字南長野字幅下 692-2）
- (2) 用途 官公所（事務所）

2 仕様

(1) 電力供給条件

- ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線方式
- イ 標準電圧 30,000V
- ウ 計量電圧 30,000V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 本線・予備線受電（2 回線受電）
- カ 非常用自家発電設備 有（起動時の瞬時連系）

(2) 契約電力、予定使用電力量等

長野県庁舎への電力供給は、総需要電力のうちの一部を発注者が自己託送（入札対象外）により調達し、それ以外の部分の需要について小売電気事業者が負荷追随供給（入札対象）を行う形態、いわゆる通告型部分供給で行う。

- ア 契約電力は自己託送部分 520kW、負荷追随供給部分 1,130kW とする。

（契約上使用できる電気の最大電力をいい、30 分間最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。）

- イ 契約期間中の予定使用電力量は

自己託送部分 2,469,000kWh、負荷追随供給部分 2,221,000kWh とする。

- ウ 予備電力は自己託送部分 520kW、負荷追随供給部分 1,130kW とする。

（予備電線路については、常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給電圧と同位の電圧で甲が必要とする電力を供給する。）

(3) 使用期間

令和 5 年 7 月 1 日 0 時から令和 6 年 6 月 30 日 24 時まで

(4) 電力量の検針

- 自動検針装置 設置可
- 電力会社の検針方法 自動
- 検針日 各電力使用月の翌月の初日

(5) 需給地点

長野県庁特別高圧変電所内の受電用負荷開閉器の 1 次側端子

(6) 保安責任分界点

需給地点に同じ

(7) 財産分界点

需給地点に同じ

3 力率等

- (1) 力率は、その 1 月の午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率とする。

単位は、%とし、小数点以下第一位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100%とする。）

平均力率の算定方式は以下のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{\{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2\}}$$

なお、その際の有効電力量及び無効電力量は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入するものとする。

- (2) 力率保持のため自動力率調整装置を設置している。

- (3) 契約期間中の予定平均力率は99%とする。
- (4) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

4 通告型部分供給の運用について

- (1) 通告型部分供給を行うに当たり、発注者（長野県）、受注者（負荷追随供給者）、長野県企業局（ベース供給者）及び中部電力パワーグリッド株式会社との間における必要な事務手続きに協力すること。
- (2) 予定自己託送電力量は別紙1のとおりとし、増減が見込まれるときは事前に受注者（負荷追随供給者）に通告するものとする。
- (3) 通告型部分供給の運用に当たり、受注者（負荷追随供給者）は、電力広域的運営推進機関送配電等業務指針（平成27年4月28日経済産業大臣認可施行）第138条の規定により発注者（長野県）が電力広域的運営推進機関に提出する自己託送に係る需要調達計画等の作成に協力すること。

5 その他

- (1) 力率の変動及びその他の原因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については中部地区の一般電気事業者の定める最新の特定規模需要標準供給条件による。
- (2) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合の体制を確保し、あらかじめ連絡先等が記載された体制表を提出すること。
- (3) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については、中部電力ミライズ株式会社が特別高圧で電気の供給を受ける需要に適用する標準的な供給条件（基本契約要綱（特別高圧））によるものとする。

6 添付資料

- (1)別紙1 契約期間の各月予定使用電力量、令和3・4年度月別使用電力量の実績
- (2)別紙2 令和3年7月～令和4年6月各月最大負荷日の電力使用量